

金融先物取引法の一部を改正する法律案要綱

金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の規制の適正化等所要の措置を講ずるため、金融先物取引法その他の関係法律の改正を行うこととする。

一 金融先物取引法の一部改正

1．目的の改正

この法律は、国民経済の適切な運営及び委託者等の保護に資するため、金融先物取引所の制度を整備するとともに、金融先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とする。（第1条関係）

2．定義の改正

一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、当該取引等を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とする等、定義規定を改めることとする。（第2条関係）

3．金融先物取引業者の登録

金融先物取引業を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができないこととするほか、所要の登録拒否要件等を整備する。（第56条、第59条関係）

4．金融先物取引業者の主要株主

- (1) 金融先物取引業者の主要株主（原則、総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上を保有している者）となった者は、議決権保有割合、保有の目的等を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。（第61条関係）
- (2) 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の主要株主がその欠格事由のいずれかに該当することとなったときは、当該主要株主に対し主要株主でなくなるための措置等をとることを命ずることができることとする。（第62条関係）

5．広告の規制

金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業の内容について広告をするときは、金融先物取引について損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨等の重要事項について表示しなければならないこととする。（第68条関係）

6．誠実公正義務

金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないこととする。（第75条関係）

7．禁止行為

金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止することとする。（第76条関係）

8．適合性の原則

金融先物取引業者は、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることとなること等のないように業務を行わなければならないこととする。（第77条関係）

9．自己資本規制比率

金融先物取引業者（銀行等を除く。）は、資本等の合計額から固定資産等を控除した額の、その行っている金融先物取引等により発生しうる危険に対応する額の合計額に対する比率（自己資本規制比率）を算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。また、金融先物取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならないこととする。（第82条関係）

10．外務員

金融先物取引業者は、その役員又は使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者について、登録を受けなければならないこととする等、外務員に係る規定の整備を行うこととする。（第95条～第103条関係）

11．罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。（第148条～第169条関係）

12．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1．施行期日

この法律は、平成十七年七月一日から施行することとする。

2．経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。

金融先物取引法の改正に伴い、関連法律の改正を行うこととする。